

季節性インフルエンザに罹患した際の「登園のめやす」について

日頃より、府中ひかり幼稚園の運営にご理解・御協力頂き、ありがとうございます。

このたび、厚生労働省から「今冬における新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対策として、インフルエンザに罹患した子どもが登園を再開する際に、**医師が記入する意見書を保護者から幼稚園・保育所等に提出することは不要**」であると示されました。

当園においても、お子様がインフルエンザに罹患した場合に、意見書の提出は不要とします。**登園可否については、「保育所等における感染症ガイドライン」で示されている登園のめやす（発症後5日を経過し、かつ解熱後3日（乳幼児）経過していること）に基づき、判断いたします。**感染の可能性がある期間は登園できませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

下記の「登園のめやす」及び「健康記録表」も必要に応じて、ご活用ください。

<登園のめやす：発症後5日を経過し、かつ解熱後3日経過した翌日から登園可>

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園	登園	登園
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園	登園
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園

※発症日もしくは1日目に解熱した場合も「発症後5日を経過」する必要があるため、6日目から登園が可能になります（上記の例1と同様）。

※新型コロナウイルスの場合

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

<健康記録表：発熱したら、お子様の様子を記録しておきましょう>

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
備考 (症状など)									

府中ひかり幼稚園 園長
櫻井 志歩